

福 介 護 第 1 2 4 号  
2020年（令和2年）4月24日

事業所・施設等 管理者 様

福山市 保健福祉局 長寿社会応援部  
介護保険課 事業者指定・指導担当課長

## 新型コロナウイルス感染症に係る福山市における介護サービス事業所の 人員基準等の臨時的な取扱いについて（その2）

平素より本市保健福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関わって、様々な御尽力をいただいていることに合わせて感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関わる人員基準等の臨時的な取扱いについては、現時点で国から「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第1～9報）」、また広島県からは、居宅介護支援に関し「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」が示されているところです。

これらに関し、事業所・施設の皆様から数多く問い合わせいただいている事項について、現時点における本市の考え方・具体的取扱いをまとめましたので、お示しするものです。

なお、これは現段階の本市の考え方であり、今後の状況に応じて変更があり得ることを御承知おきください。

### 1 短期入所生活（療養）介護事業所の利用について

短期入所生活介護事業所等において、感染予防・感染拡大防止策として事業所ごとに様々なルール（利用にあたっての制限事項等）を定めている旨、市でも把握しております。ルールを定めることそのものを否定するものではありませんが、ルールの適用に当たっては、利用者・家族の意向を尊重し、事業所の方針を一律に適用することがないように、利用者・家族及び介護支援専門員等の関係事業所に対し懇切丁寧に説明し、合意を得たうえで行ってください。特に既存の利用者（これまでに利用したことがある人、今現在利用している人）に対しては十分な配慮を行ってください。

居宅介護支援事業所の介護支援専門員にあつては、一時的にロングショートとなることで、認定の有効期間の半数を超える利用者については、従来の取扱いと同様に当該事由を支援経過記録等に記録してください。市への報告等は不要です。

## 2 利用者の利用サービスを併設事業所や同一法人・関連法人に限定することについて

例えば、サービス付き高齢者向け住宅等に入居している利用者に対し、感染予防・感染拡大防止策の一環として、入居者が利用するサービス事業所を併設事業所や同一法人・関連法人等に限定するといった取扱いを行っている法人等があると市でも把握しております。

緊急事態宣言のもとにある現状、これらの趣旨目的について、市として必ずしも否定するものではありませんが、利用者の利用サービスを併設事業所や同一法人・関連法人に限定することを強制することのないよう、お願いします。

また、一方では、サービス付き高齢者向け住宅等の入居者の利用するデイサービスを併設事業所に限定しつつ、当該デイサービス事業所には外部からの利用者がたくさん来ているといった状況もあると仄聞しております。感染予防・感染拡大防止策の検討・実施にあたっては総合的に判断し、利用者に誤解や矛盾を感じさせることのないよう御配慮をお願いします。

居宅介護支援事業所の介護支援専門員にあつては、利用者に現行のサービスを利用継続するか併設サービスを利用するか等の選択肢を必ず示したうえで、利用者の合意を得て行ってください。

なお、従来の取扱いと同様に、利用者に複数の選択肢を示したうえで、利用者の選択により結果的に利用するサービス事業所に偏りがあつた場合でも、紹介率最高法人の割合が80%を超える可能性があるサービスについて「確認書」を作成している場合は、特定事業所集中減算には該当しません。

## 3 緊急的・一時的な定員超過について

感染予防・感染拡大防止策にかかわり、緊急的・一時的に定員超過する場合の取扱いについて、次の3点を満たす場合は、事前の相談や届出等を不要とします。

### ① 定員超過数

市へ届け出ている登録定員の1割まで（小数点以下の端数は切り上げ）。

※1割を超える場合は、通常どおり変更届の提出が必要です。事前に、電話連絡にて相談をしてください。

ただし、次のサービスは個別に定めます。

サービス種別	具体的内容
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	事業所ごとに1人まで。
(介護予防)小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	登録定員の範囲内かつ、通いサービス・宿泊サービスそれぞれについて、1割まで（小数点以下の端数は切り上げ）。
(介護予防)短期入所生活介護	利用定員に100分の5を乗じて得た数まで（小数点以下の端数は切り上げ）。利用定員が40人を超える場合にあっては、2人まで。

## ② 利用者の処遇（環境面）

基本的に、指定基準に定められた内容に準じた環境を整備してください。

1人当たりの床面積が定められているサービスは、その基準を確保した上で受入可否を判断してください。特に、感染拡大防止の観点から「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避ける必要がある点に留意してください。

（例）小規模多機能型居宅介護

- ・ 静養室や昼部屋を宿泊室として追加する場合は、7.43㎡の個室を確保すること。
- ・ 必要な面積を確保した上であれば、臨時的に2人部屋もやむを得ないと考えられるが、この場合は感染予防対策の観点からも十分に留意すること。
- ・ 居間・食堂スペースに宿泊室を設ける場合は、プライバシーに配慮したしつらえとすること。
- ・ 居間・食堂スペースは、定員超過後の人数に対して必要な面積が確保されていること。

（1人当たり3㎡以上）

## ③ 利用者の処遇（職員配置）

超過後の人数に対する職員を確保したうえでサービス提供を行ってください。

## 4 要介護（要支援）認定の臨時的な取扱いに伴うケアプランの変更について

本市より発出した「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（通知）」において、2020年（令和2年）4月20日以降の更新申請受付分について、被保険者の同意がある場合は、現在の要介護（要支援）認定の有効期間を12か月延長することとしています。

当該取扱いにより、有効期間が延長された利用者について、有効期間延長後もサービス内容や目標に変更を要しない場合は、居宅サービス計画を「軽微な変更」として現行の計画を延長することも可能とします。ただし、居宅サービス計画の変更を要するかどうかは、利用者の状況等を勘案し、介護支援専門員において個別に判断してください。

福山市 介護保険課

事業者指定担当 084-928-1259

事業者指導担当 084-928-1232